

## 「竹島の日」を考え直す会 機関紙

本部;代表 趙吉夫 大阪府八尾市志紀町 3-30 八尾市韓国人会館内 Tel.072-949-1521, FAX072-949-4337)。

編集;理事長 久保井規夫(大阪府高槻市川添 1-3-20 Tel.FAX;072-695-3210 Email;aphc [kuboi@ybb.ne.jp](mailto:kuboi@ybb.ne.jp))

### 東京集会後に、日韓歴史学習の東京グループを10/28発足!

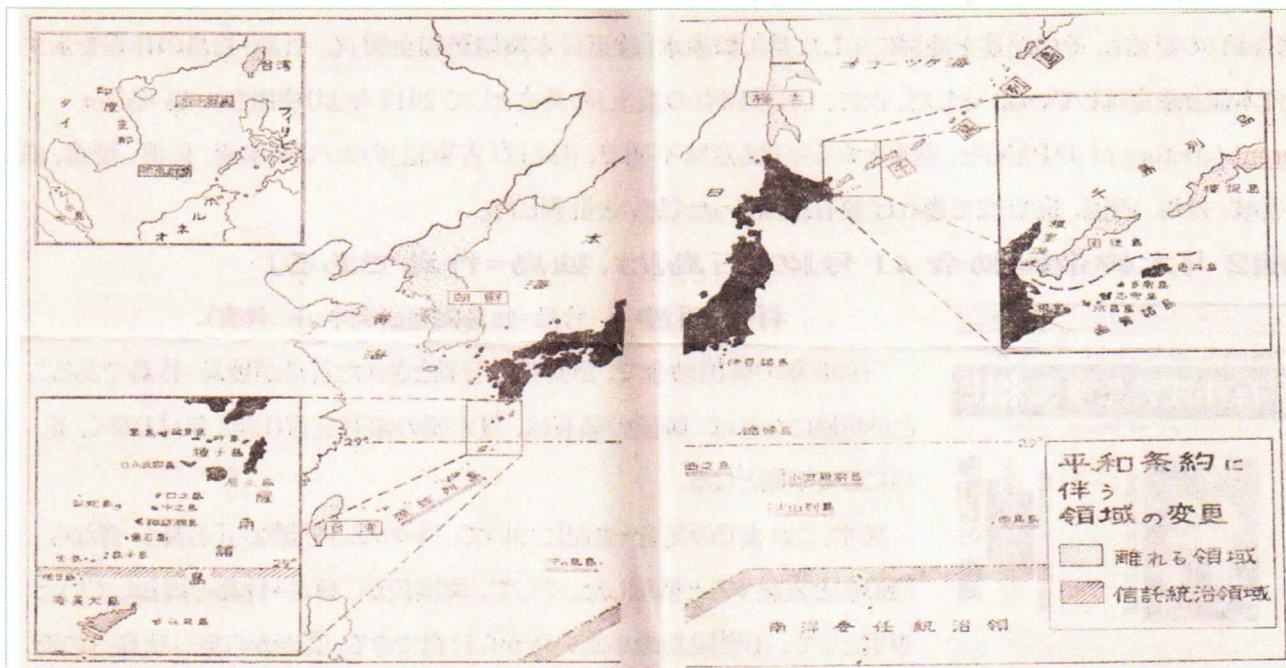
既に、NO.12で掲載したように、2016年9月10日(土)、竹島=独島問題学習会を、首都東京(文京区アカデミー千石)で初めて開催した。主催は、大阪の「竹島の日」を考え直す会であるが、参加主体は東京グループであった。

講演は、次の通りであった。

**講演Ⅰ「外務省も教科書も触れない竹島・独島の事象を指摘する」**黒田伊彦(副代表、元大阪樟蔭女子大学教員)。明治政府太政官指令「竹島外一島の件」や、日露戦争での日本海戦前の竹島・独島の強奪など、日本政府側が不利な事象を隠蔽していることを指摘した。

**講演Ⅱ「日韓に於ける新視点・新史料で竹島独島の領有権を明晰にする」**久保井規夫(理事長、歴史学名誉博士、元桃山学院大学教員)。日韓両国でも初出の史料を提示し、歴史的に竹島独島の領有権を明晰にしてきた。その視点・史料は、韓国政府側の不十分を補い、日本政府側が有利に偏向したはずの外務省見解「10のポイント」を完全に瓦解させた。

集会当日にも提案したように、今後も、領土問題など日韓の歴史認識を深めるための学習の場を東京でも継続するために努力することとされた。そして、当日参加者に呼び掛けて、東京グループを発会するための世話人会を実施した。10/28(金)午後五時、文化センターアリラン(新宿区大久保)に会場をお借りして、打ち合わせた。



戦後日本政府の公式見解を示した領域図。竹島=独島は韓国領である。(外務省条約局・法務府法制意見局

「日本の約束 解説 平和条約 TREATY OF PEACE WITH JAPAN」印刷庁 )1951.11.1 発行 講演Ⅱ資料より

結果、日韓の歴史認識を深める学習会を開催するための有志の集まりの東京グループを結成することとした。連絡先を提示戴いた30名ほどの方を始まりとして、朴、国富、稲垣、矢部らが、学習顧問・世話人となり、今後、学習会を提起し開催しながら、組織を定着していくこととしている。そして、学習内容が、領土問題に関する場合は、「竹島の日」を考え直す会として積極的に協力する。先ず、2017年3月20日に、東京独自の学習会実施を企画している。東京グループの活動に期待したい。

## 開催しました!! 10/8(土) 第12回「竹島の日」を考え直す集い

2016年10月8日(土)、第十二回「竹島の日」を考え直す集いを、**大阪市住まい情報センター**(大阪市北区天神橋6-4-20)にて開催した。テーマは、「固有領土」主張を批判する **(関妃(明成皇后)暗殺の日)**であった。

以下、講演の概略を掲載する。

### 講演1 『隠州視聴合紀』と竹島・独島の日本固有領土論をめぐって

黒田 伊彦 (副会長、元大阪樟蔭女子大学教員)。

1667年の「隠州視聴合紀」の「州」を島とみなして、鬱陵島を日本の西北の果てで日本領と解釈する、日本の外交文書を検討し、「固有の領土」の英文表記の変遷等から、確かな歴史認識による領土教育の在り方を考える。それを論ずるために、先ず、「隠州視聴合紀」の解釈として、大西俊輝「続日本海と竹島」東洋出版(2007年刊)を引用した。即ち、「さて戌亥(北西)の方向を二日と一夜たどれば、松嶋(現在の竹島/独島)がある。そこからまた一日ほどで竹嶋(現在の鬱陵島)がある。これは俗にいう磯竹嶋で、竹や魚や海驢が豊富である。この二島は無人の地である。ここから高麗を見るのは、雲州から隠州を望み見るようなものである。そうしてみると、日本の乾地(西北の果て)とは、此の州(隠州つまり隠岐国)のことで、ここを以て、日本人の住む限界とするのである。」そして、「隠州視聴合紀」の記述も、その記述を地図に示した長久保赤水「改正日本輿地路程全図」も、竹島・松島の存在を示すが、日本領と確定はしていないとした。次に、「日本固有の領土」の英文として2013年より使用されている「an **inherent** territory of JAPAN」を、基準とする年代も意味不明で、例えば「古事記」の大八島(本州、佐渡、淡路、隠岐、壹岐、対馬、四国、筑紫)まで遡れば領有権はまったく無いと批判した。

### 講演2 『大韓帝国勅令 41号』の『石島』は、独島=竹島である

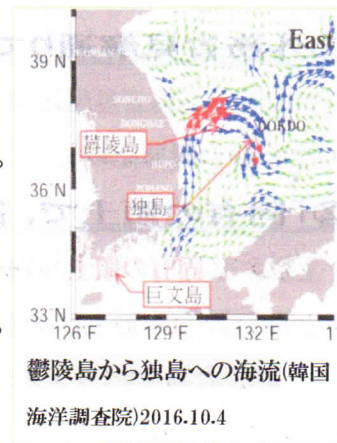
朴 炳涉 (竹島=独島問題研究ネット 代表)。

1900年の韓国勅令で、鬱島郡の管轄とされた石島が独島=竹島であることが明確になれば、韓国の領有は、日本側の領有宣言(1905年)より早く、正当にして不動となる。

先ず、これまでの発音・表記について、「トクソム」を訓なら「石島」、音なら「独島」と表記すると整理した。そして、韓国民が、独島=竹島を周知していた事実として、①鬱陵島の小高い所から目視できる。②西から東へ独島への海流の存在。1882年、李奎遠派遣の鬱陵島への派遣調査以来、韓国政府は空島政策をやめて、積極的に向いた。③19世紀、濟州島・巨文島民が鬱陵



島へ渡り、独島でも漁猟をしていた事実を述べた。「民国日報」(1962.3.19)には、「独島は昔から我が領土。巨文島民の海驢漁」との見出しで、つぎのような老漁夫の体験談が載っている。「トルソム(石島)は、大きな島が二つ。小さな島がたくさんある。大きな二つの島の間には筏を置いて、十日ばかり留まり、海驢も捕らえ、ワカメやアワビも岩場から採った。」。1904年、日本軍艦新高「行動日誌」にも、鬱陵島民の独島への出漁が記録されている。④また、1906年に島根県調査団が鬱陵島へ訪れた際、竹島=独島を日本領としたと通告した際、鬱陵島の鬱郡守の沈興澤は納得できず、「本郡所属独島」を奪われたと、韓国政権中央へ報告したことを挙げた。



### 講演 3 「外務省見解に基づく領土教育批判と尖閣=釣魚台諸島問題 その1」

久保井規夫 (理事長、歴史学名誉博士、元桃山学院大学教員)。

教科書の領土問題記述は、偏向した政府外務省見解に基づき、竹島=独島、北方領土、尖閣(釣魚台)諸島を隣国が「不法占拠・介入している」とする。このように、領土ナショナリズムを煽っていることを危惧する。既に報告してきた竹島=独島、北方領土に続き、今回は尖閣=釣魚台諸島問題を取り上げた。しかし、時間不足のため、前半に留め、後半は次回に報告することとした。

#### I. <初めに> 軍事衝突の危惧さえある尖閣=釣魚台問題

世論の基盤となる教科書(小中高校すべて)の領土問題は、外務省見解だけを偏向して掲載する。国境を接するロシア・韓国・中国が我が日本の領土を「不法占拠・侵入」として、領土ナショナリズムによる対立を煽る。

#### II. 教科書と外務省見解は、偏向している



「主権が侵害されるということ」検定済み教科書「新しいみんなの公民」育鵬社(2015.2.15)



「朝日新聞」2012.9.19

### ①外務省見解通りでなければ教科書は検定合格できない

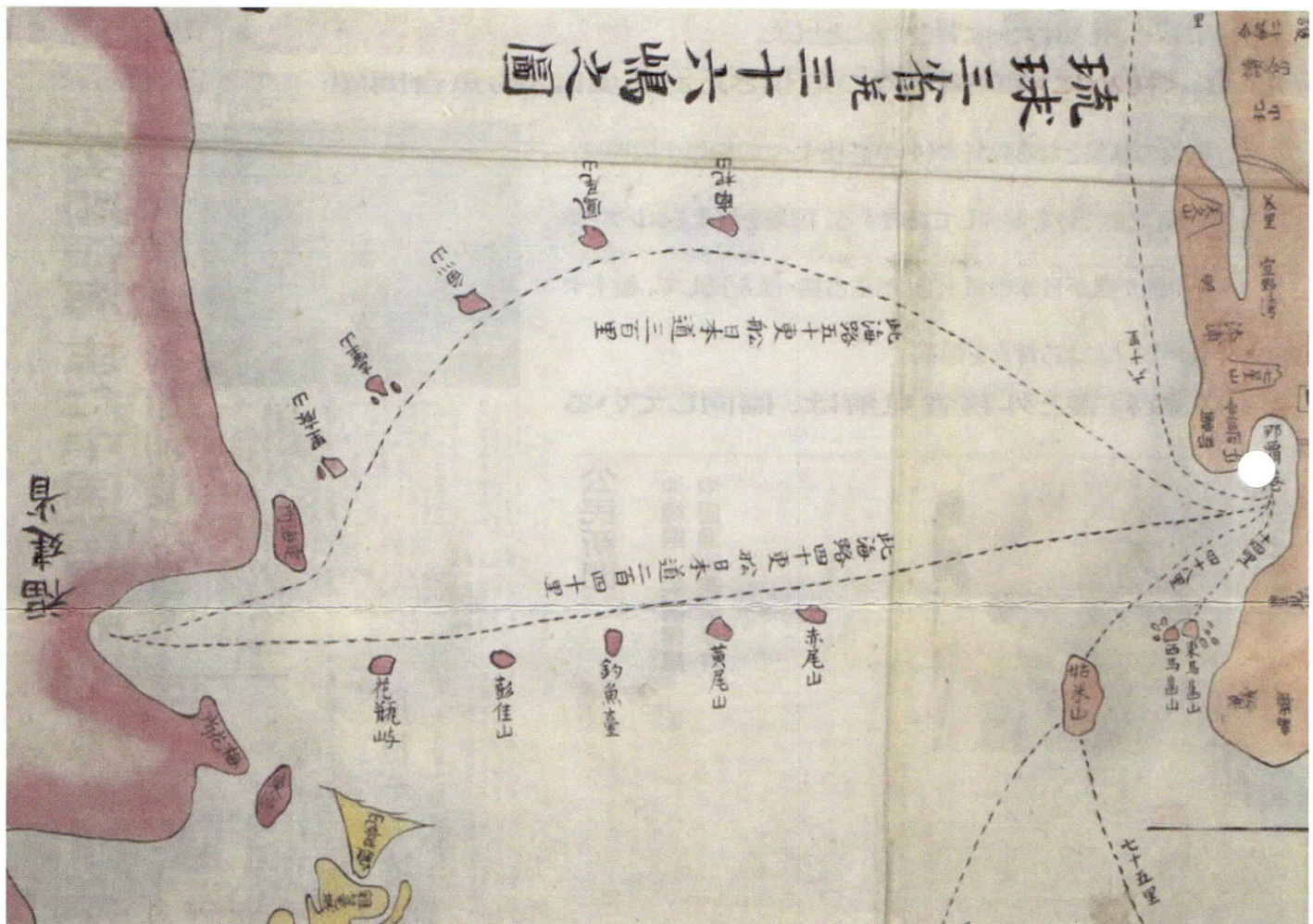
教科書に、外務省見解通りに記述されているのは、竹島=独島、北方領土(南千島、齒舞諸島、色丹島)、そして尖閣=釣魚台諸島である。

### ②「固有の領土で、領土問題は存在しない」とする欺瞞

外務省が、領土問題で必ず主張する「固有の領土」の概念は、国会答弁で明白となったように、「他国の領土となった経緯が無い」である。歴史的には、日本領土とした以前に他国領土であったか否かが不確定の事実がある。敗戦後、日本は、今日、領土問題化した島々を「サンフランシスコ講和条約」にて領有権を放棄した。ここでも、固有の領土論は消滅したことを認めざるを得ない。

### Ⅲ.歴史的には、領有権は中国に正義がある

日本が尖閣諸島や竹島=独島の領有権を正当とする根拠は、「無主地の先占」論だけである。無人島=無主地でないことは、周知のことである。いずれの国の政府もその島を認知せず、利用していない島が無主地である。果たして釣魚台=尖閣諸島の領有はそれに当てはまるのか。史料に基づき歴史的に解明した。



林子平 「三国通覧図説 附図之四琉球国図」 東都書林 天明五(1785)年、部分拡大図。釣魚台(尖閣)諸島が、中国本土と同じ色で彩色され、中国領であることを示している。しかし、島々の位置は不正確で、正しくは、台湾、福建省付近である。

## ①日清戦争時に、日本が強奪した

### 1. 日本政府は、中国領と認知していたが、機会を伺っていた

1885(明治十八)年9月22日、沖縄県令西村捨三は、明治政府内務省からの「沖縄と中国福州間の無人島調査」の内命に対して、清国領と思われる故、国旗を建てること懸念すると上申した。

### 2. 戦況に乗じての強奪を示す史料が隠蔽されている

このように、日本政府は、清国との交渉を必然としてきた外交を蔑ろにして、日清戦争時を好機として、1895年、一方的に尖閣=釣魚台諸島を強奪して日本領とした。

### 3. 尖閣諸島は、「台湾付属島嶼でない」との日本側の詭弁

日清戦争に敗北した中国の置かれた状況を認識しなければならない。領土では、台湾とその付属島嶼を割譲し、朝鮮国と琉球王国を属国とする宗主権も失った。日本政府が釣魚台=尖閣諸島の領有権を「正当化」するためには、釣魚台=尖閣諸島が台湾の付属島嶼であることを否定しなければならない。もちろん、福建省付近の島嶼としても否定しなければならない。南西諸島の琉球王国(沖縄として領有)の領土である歴史的な史料・事象は、いくら探しても存在しないのである。

## ②近世史料は、琉球領でなく中国領を明示している

### 1. 日本政府には、強奪以前の近世には、領有を正当とする史料が無い

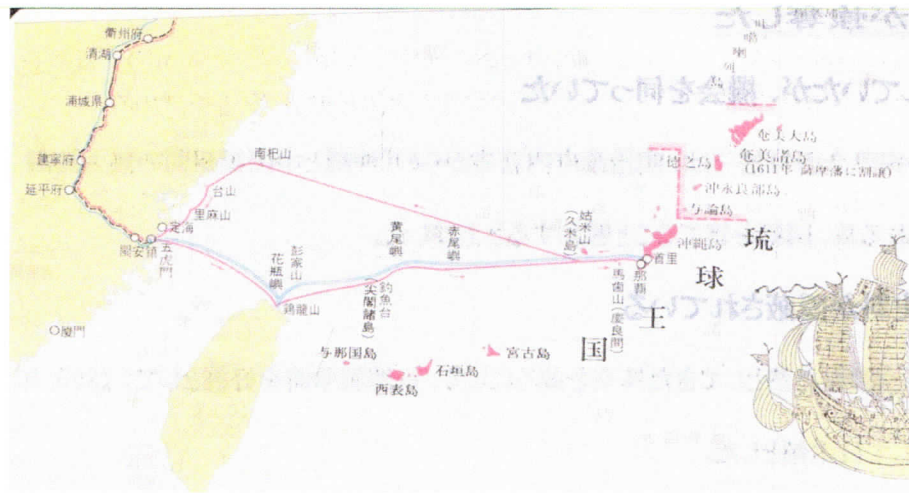
日本が尖閣諸島の領有権を正当とする根拠は、「無主地の先占」論だけである。無人島=無主地でないことは、周知のことである。日清戦争時に、台湾占領作戦の際に強奪(1895年)したことは明白である。

### 2. 冊封使の「使琉球録」文献史料にみられる釣魚台=尖閣諸島

琉球への冊封使の記録は、福州と琉球との往復の航海だけでなく、琉球王国の状況についても記述され、皇帝への報告資料としてだけでなく、次の冊封使へ申し送られた中国政府の外交公文書である。そこに、釣魚島などの島嶼が中国名で記録されているのである。「無主地」などと強弁するのは不合理である。

### 3. 冊封使の「使琉球録」文献から描かれた往還海路の絵図

琉球への冊封使の記録は、明代の陳侃「使琉球録」1534年、清代の徐葆光「中山伝信録」1721年自序が著名である。日本の学者林子平は、1785年に『三国通覧図説』を著し、その付図『琉球三省並びに三十六島之図』で、冊封使の往還海路での釣魚島などの島嶼を中国大陆と同じ色にし、琉球諸島の範囲に含めていない。ただし、

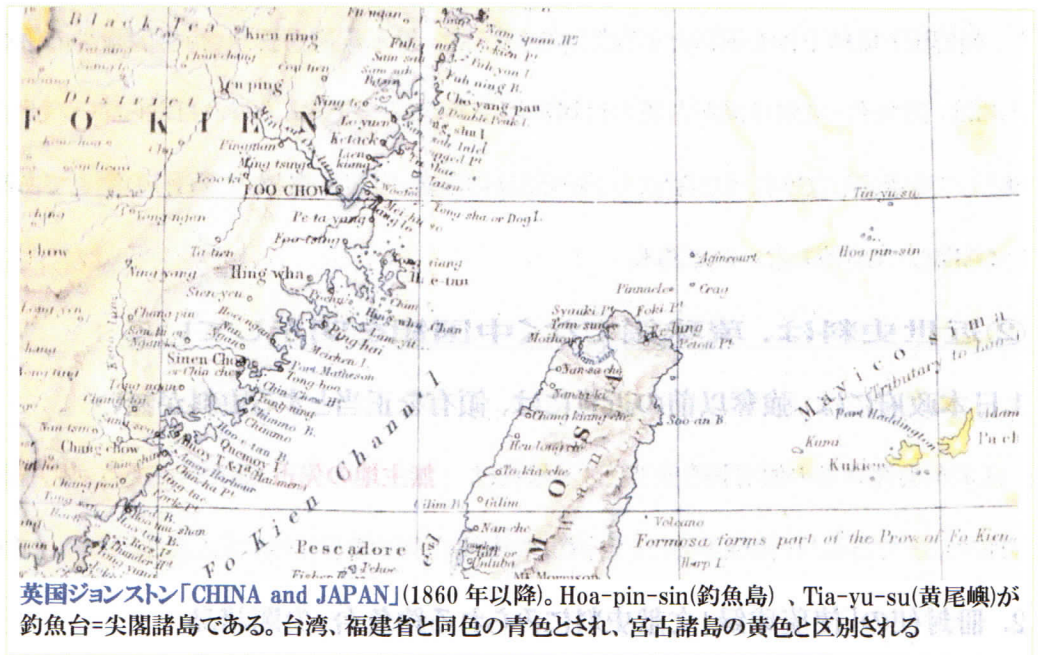


地図上の位置図は、不正確である。正しくは、島々は、台湾付近、福建省付近に位置しており、しかも、海溝を挟んで琉球王国とは疎遠である。中国(台湾)からの往路の際、航路となることが判る。古来からの台湾漁船による好漁場であった。

進貢貿易とそのコース 宮城栄昌・高宮廣衛「沖繩歴史地図」柏書房 1983年4月20日

#### 4. 欧米の地図でも、中国領として中国の命名に基づいた

中国政府の見解「釣魚島問題の基本的状況」(2012年9月15日)では、「19世紀、英国、フランス、米国、スペインなど列強の関連文献と地図も、釣魚島が中国に属することを認めていた。」のである。



英国ジョンストン「CHINA and JAPAN」(1860年以降)。Hoa-pin-sin(釣魚島)、Tia-yu-su(黄尾嶼)が釣魚台=尖閣諸島である。台湾、福建省と同色の青色とされ、宮古諸島の黄色と区別される

(次回に続く)

### ぜひ入会してください 「竹島の日」を考え直す会 2013.3.27 発足

◎趣旨 本会は、日韓両国の親善を大切に、対立を助長している島根県「竹島の日」など、日韓問題の学習・啓発・運動などを展開する。

◎活動の様子 機関紙「独島=竹島ニュース」を発行。「竹島の日」を考え直す集いを、毎年三回開催し、大阪では第13回目の集会を迎える。東京

でも、昨年、今年と日韓問題で二回目の集会を持つ。内容は、講演会を中心とするが、史料やパネル展示会も開



現存最古の竹島(独島)の写真全景。1904年、日本海軍巡洋艦対馬が、海底電線・監視所設営の為の調査時に撮影した一部。個人蔵

催し、講師も派遣する。韓国での現地調査や研究交流、韓国国会議員対象の報告や史料展示会も実施してきた。毎年、2/22(「竹島の日」と)と 10/25(「大韓帝国勅令の日」)前後の二回を大規模に実施し、政府・島根県・教科書会社へ、対立よりも友好への善処を求める集会決議をする。趣旨に賛同できる団体と連携・交流を深める。

◎**会員の特典** 趣旨に賛同し、同封振込用紙にて会費2,000円(年間)を納めた者を会員とする。会員へは、機関紙「**独島=竹島ニュース**」を送付する。会員は、**本会集会・研究ゼミナールへの参加費は無料**である。日本・韓国での調査・研究活動への参加や資料の紹介。**新史料や原本を提示してのゼミナール**は、役員・理事会の際に随時行い、会員は自由に参加できる。 **ぜひ、あなたの入会をお願いします!!**

さて、本会は、毎年2月、10月の集会において、政府・島根県・教科書会社に対して、要請決議を行い、発送している。10月集会での要請決議は次のとおりであった。また、各新聞社へも集会と決議内容を連絡した。

内閣総理大臣 安倍晋三様      外務大臣 岸田文雄様      文部科学大臣 松野博一様  
島根県知事 溝口善兵衛様      各社会科教科書出版社様

### 「竹島の日」撤廃と領土教育是正の要請

竹島(韓国名独島)は、江戸幕府が、元禄竹島一件(1693年)、天保竹島一件(1836年)にて朝鮮国領と決定済みである。また明治政府も、太政官指令(1877年)で竹島(韓国名独島)を朝鮮(韓国)領土と決定済みであった。さらに、韓国が、大韓帝国勅令(1900年)にて蔚陵郡所属として領有を官報に公布していた。

これらの決定に矛盾し、1905年2月22日に島根県所管にしたことを規範とする「竹島の日」条例は、日本側の不法不当な主張である。何よりも、日露戦争時の日本軍による韓国圧迫期に行われた竹島、すなわち独島強奪であり、島根県「竹島の日」は、韓国侵略の是認として容認できない。

さらに、検定合格社会科教科書には、日本の領土として、竹島、尖閣諸島が掲載されている。それらは、検定基準により、政府(外務省)見解「歴史的にも国際法的にも日本固有の領土」と明記し理解させようとする偏面的なものである。日本が、侵略した中国との尖閣諸島、植民地化した韓国との竹島、戦後、国交正常化が遅滞した中で領有実態が複雑化し、歴史的にも、外交でも未解決となった問題である。相手国の見解を封殺して、日本政府の見解だけを教科書により注入する事は、徒に領土ナショナリズムを煽り、在日する隣国の人々を傷つけ、隣国との友好と国際協調を損なうものである。

以上のことから、わたしたちは標記について、次の要請をおこなう。

- ①島根県は、「竹島の日」条例を撤回し、韓国慶尚北道との友好関係を復活させてください。
- ②政府は、固有の領土論に固執せず史実を真摯に公開審議して、政府見解を正してください。
- ③政府は、相手国の見解を封殺した検定教科書基準を撤回されたい。
- ④政府は、領有権について、隣国との外交、研究交流によって解決する事に努力されたい。
- ⑤各教科書出版社は、以上の島根県、政府への申し入れに留意されたい。自国政府見解だけでなく、隣国の見解も反映して、対立よりも解決を求める記述と申請をされたい。

2016年10月8日

大阪府八尾市志紀町3-30 「竹島の日」を考え直す会      理事長 久保井規夫

第十二回「竹島の日」を考え直す集い 参加者一同

# 領土ナショナリズムを煽る「竹島の日」の誤りを糾す !!

2/18(土) 第13回「竹島の日」を考え直す集いに御参加を!!

■日時 2017年2月18日(土)午後2時~5時 参加費カンパ500円(会員無料)

■主催 「竹島の日」を考え直す会 ■共催 韓国慶尚北道独島財団

■会場 大阪市PLP会館 四階中会議室 (大阪市 JR 天満駅・地下鉄扇町駅徒歩五分)

■テーマ 領土ナショナリズムを煽る「竹島の日」の誤りを糾す 2/22「竹島の日」を前に

## 講演1 「島根県の『竹島の日』制定の理由と主張を糾す」

黒田 伊彦 (副代表、元大阪樟蔭女子大学教員)

島根県は、竹島周辺での漁場確保のため、2005年3月、「竹島は日本領土」との宣言を基に「2/22 竹島の日」条例を定めた。2/22は、1905年、日露戦争中に日本海海戦の軍事拠点として朝鮮より強奪して島根県に編入した日である。この事実に触れない、島根県の啓発DVDやポスターを批判し、あるべき歴史認識を提起する。

## 講演2 「続 外務省見解に基づく領土教育批判と尖閣=釣魚諸島問題」

久保井規夫 (理事長、歴史学名誉博士、元桃山学院大学教員)

日本の領土問題である北方領土、竹島=独島、尖閣=釣魚諸島は、外務省見解に基づき、教科書にも隣国と対立する記述で記載されている。これらに共通している、破綻した「固有の領土」論を糾し、歴史的事実に基づく正論を追求したい。今回は、戦後、日本と中国・台湾との狭間での尖閣=釣魚諸島の状況を、隠蔽されている米国の介入も見据えて、日本が自立して解決すべき道を示す。

### ■質疑・討論

### ■集会決議:要請「竹島の日」撤廃と領土教育是正の要請

(島根県知事、内閣・外務省・文部科学省、各教科書会社へ)

### ■連絡・当面の活動

